

熊本市避難行動要支援者支援計画

平成27年5月

(令和7年[2025年]3月改定)

熊本市

目次

第1編 総則	1
第1章 総論	1
1 本計画の趣旨	1
2 熊本市避難行動要支援者支援計画の位置づけ	2
3 用語の定義	2
第2編 避難行動要支援者名簿	3
第1章 避難行動要支援者名簿の概要	3
第2章 避難行動要支援者名簿情報の作成及び共有等	3
1 避難行動要支援者名簿の作成及び共有	3
2 名簿に掲載する者の範囲（避難行動要支援者）	3
3 名簿の作成方法等	3
4 名簿の記載事項	4
5 名簿の更新	4
第3編 個別避難計画	5
第1章 個別避難計画の概要	5
第2章 個別避難計画の作成及び共有等	5
1 個別避難計画の作成及び共有	5
2 個別避難計画の作成の進め方	5
3 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について	6
4 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法	6
5 個別避難計画作成の更新	6
第4編 名簿情報及び個別避難計画情報の提供及び適正管理	8
第1章 名簿情報及び個別避難計画情報の提供	8
1 避難支援等関係者	8
2 名簿情報及び個別避難計画情報の提供	8
第2章 名簿情報等の適正管理	10
1 市の名簿情報等の保管	10
2 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するための措置	10
3 利用及び提供の制限	11
4 守秘義務	11
5 名簿情報等の返却	11
6 研修	11
第5編 避難支援体制	12
第1章 避難支援等の基本的な考え方	12
第2章 支援体制の構築	12

1	市の支援体制の構築	12
2	避難支援等関係者による支援体制の構築	12
3	避難支援等関係者との連携	15
4	避難支援等関係者等の安全確保	15
第6編	避難のための情報伝達	17
第1章	避難情報等の伝達方法	17
第2章	避難支援等関係者等への情報伝達	17
第3章	視覚障がい者、聴覚障がい者等への配慮	17
第7編	防災訓練等の実施	20
第1章	防災訓練等の実施	20
【別紙】		
1	熊本市個別避難計画	21

第1編 総則

第1章 総論

1 本計画の趣旨

近年、毎年のように発生する大規模災害において、高齢者や障がいのある方などに被害が集中している。

災害時に自力で避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが重要であることが明らかになり、平成25年（2013年）に災害対策基本法が改正され、全国の市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられた。また、令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされるなど、避難支援体制づくりの強化が必要とされている。

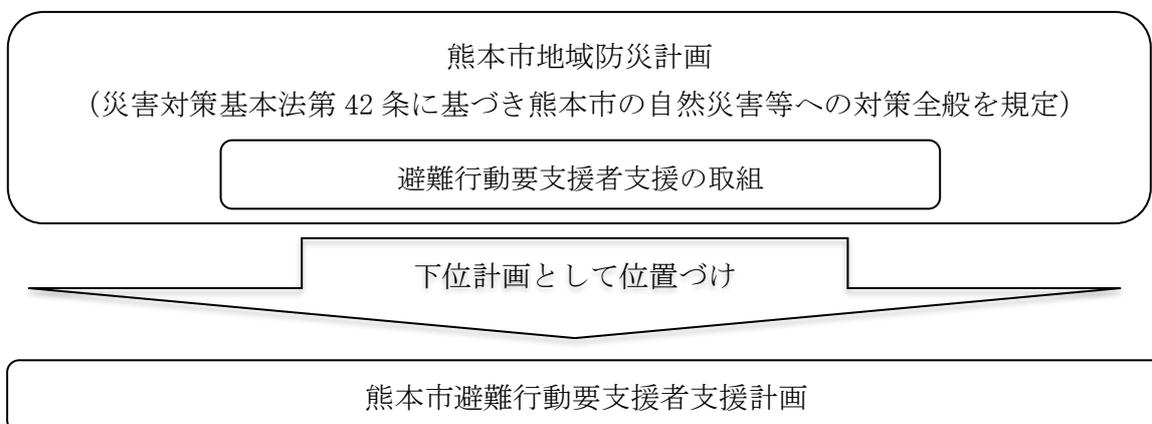
本市においては、令和7年度から災害時における要配慮者に対する支援制度として「災害時要援護者避難支援制度」と「避難行動要支援者制度」の類似の2制度を災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者制度」に一本化を行い、わかりやすく実効性のある新たな制度としてスタートする。

大規模な災害等において、発災直後の状況下は「公助」がすぐには行き届かないため、自らを助ける「自助」、共に助け合う「共助」が重要であり、災害から身を守るためには、一人ひとりが日頃から災害に備え、自分の命は自分で守るようにするとともに、地域において平時から顔の見える関係を構築しておくことが、地域の防災力の向上につながる。

「避難行動要支援者制度」は、地域への避難行動要支援者の情報共有、個別避難計画の作成などを通して、この「自助」「共助」の体制づくりを目的とした制度であり、本計画は、当該体制づくりを行うため、本市における避難行動要支援者への取組についての基本的事項を定めるものである。

2 熊本市避難行動要支援者支援計画の位置づけ

本計画は、熊本市地域防災計画の避難行動要支援者支援の取組を重点的に具体化したものであり、その下位計画と位置づける。



3 用語の定義

(1) 要配慮者

災害対策基本法第8条第2項第15号に定める高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊婦、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方（災害対策基本法第49条関連及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）」）。本市は、避難行動要支援者の対象者を後述第2編第2章にある者としている。

(3) 個別避難計画

避難行動要支援者を対象に、災害時「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかなどを具体的に決めておき災害に備えるための計画（災害対策基本法第49条の14第1項）。後述第3編第1章参照。

(4) 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者であり、市地域防災計画で定めた避難行動要支援者名簿情報等の情報提供先（災害対策基本法第49条の11第2項）。本市は、避難支援等関係者の対象者を後述第4編第1章にある者としている。

(5) 避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち、個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう（災害対策基本法第49条の14第3項第1号）。

第2編 避難行動要支援者名簿

第1章 避難行動要支援者名簿の概要

国においては、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援等がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、避難支援等関係者に情報提供することを定めた。

本市では、令和7年度から、災害時における要支援者への支援制度である「災害時要援護者避難支援制度」の登録者名簿と避難行動要支援者名簿を一本化するとともに、平常時から避難支援等関係者に情報提供することにより、名簿情報を活用した防災訓練などの地域活動等を通じて、実効性のある災害時の避難支援体制づくりを行う。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成及び共有等

1 避難行動要支援者名簿の作成及び共有

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、防災計画課、健康福祉政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター、消防局情報司令課、高齢福祉課、障がい福祉課、医療対策課で保管する。

2 名簿に掲載する者の範囲（避難行動要支援者）

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1、2級を所持している者
- (3) 療育手帳Aを所持している者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
- (5) 指定難病医療受給者
- (6) その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者、障がいのある者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の高い者等であって、避難の支援を希望するもの

※ ただし、社会福祉施設又は医療機関等に入所等している者は、原則として含まない。

3 名簿の作成方法等

名簿は、健康福祉政策課が避難行動要支援者に該当する者に係る個人情報（災害対策基本法第49条の10第2項に規定されている事項に限る。）を所管する部署から提供を受け、作成する。

4 名簿の記載事項

災害対策基本法第49条の10第2項の規定により、名簿に記載する事項は、以下のとおりとする。

○氏名	○生年月日	○性別	○住所又は居所
○電話番号その他の連絡先	○避難支援等を必要とする事由		
○その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項			

5 名簿の更新

名簿は健康福祉政策課が、年1回更新する。

第3編 個別避難計画

第1章 個別避難計画の概要

個別避難計画とは、避難行動要支援者を対象に、災害時「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかなどを具体的に決めておき災害に備えるための計画である。

国においては、令和3年に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。

本市では、国の取組指針等を踏まえながら、河川の氾濫などによる浸水や土砂災害等のハザードの状況、本人の心身の状況等に応じて優先度が高い避難行動要支援者を設定し、当該対象者について福祉専門職の参画などにより、迅速かつ効果的な個別避難計画作成を推進する。

※個別避難計画の様式は、別紙として21、22ページに掲載。

第2章 個別避難計画の作成及び共有等

1 個別避難計画の作成及び共有

市は、災害対策基本法第49条の14第1項に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努めるものとし、防災計画課、健康福祉政策課、区役所総務企画課、まちづくりセンター、消防局情報司令課、高齢福祉課、障がい福祉課、医療対策課で個別避難計画情報を保管する。

2 個別避難計画の作成の進め方

個別避難計画は、個別避難計画を作成することについて同意を得られた避難行動要支援者について作成する。

個別避難計画を作成することについて同意を得られた避難行動要支援者について、居住地におけるハザードの状況、本人の心身の状況、世帯の状況などを考慮し、より優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画作成から進めることとする。優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画については、福祉専門職の参画などにより、迅速かつ効果的な個別避難計画作成を推進する。

その他の者の個別避難計画は、本人やその家族等により作成を行うものとし、必要に応じて、市及び市社会福祉協議会が支援するものとする。

3 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者のうち、個別避難計画作成の優先度が高い避難行動要支援者については、以下の項目を踏まえて特定する。

- (1) 避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況
洪水・高潮・津波浸水想定区域、土砂災害警戒・特別警戒区域等
- (2) 避難行動要支援者の心身の状況
介護サービス又は障害福祉サービスを利用している者等
- (3) 避難行動要支援者の世帯の状況
高齢者又は障がい者等で構成される世帯等

なお、優先度の高い避難行動要支援者の範囲は、市長が別に定めるものとする。

(2) 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成

優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、次に掲げる事業所を所管する事業者への委託により進めることとする。

- 介護分野
居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所
- 障害分野
特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所

(3) 委託に要する費用

優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、委託に要する費用は、市長が別に定めるものとする。

4 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画の作成に必要な情報については、名簿に記載している情報及び災害対策基本法第49条の14第4項に基づく市が保有する避難行動要支援者に関する情報を利用する。その他の避難行動要支援者にかかる個人情報、緊急連絡先及び避難支援等実施者等に関する個人情報は、本人又は家族等から提供を受ける。また、必要に応じて、福祉専門職等に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求める。

5 個別避難計画作成の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の心身の状況の変化や災害時の避難方

法等の変更があった場合において、本人又は家族、避難支援等関係者等からの申出等があった場合に、必要に応じて更新する。

第4編 名簿情報及び個別避難計画情報の提供及び適正管理

第1章 名簿情報及び個別避難計画情報の提供

1 避難支援等関係者

災害対策基本法49条の11第2項に基づく避難支援等関係者は、本市地域防災計画において次のとおり定めている。

- (1) 消防機関
- (2) 熊本県警察
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 熊本市社会福祉協議会
- (5) 自主防災クラブ
- (6) 町内自治会
- (7) 校区社会福祉協議会
- (8) 校区防災連絡会
- (9) 高齢者支援センターささえりあ（地域包括支援センター）
- (10) 障がい者相談支援センター
- (11) その他の避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者

2 名簿情報及び個別避難計画情報の提供

(1) 平常時

市は、平常時から地域における避難支援体制を構築するため、災害対策基本法第49条の11第2項及び第49条の15第2項に基づき、避難支援等関係者に対して、名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を提供する。ただし、名簿情報については避難行動要支援者の同意が得られない場合、個別避難計画情報については避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、避難支援等関係者への名簿情報等の提供については、次の部署等から行うものとする。

提供元	提供先
防災計画課	熊本県警察
健康福祉政策課	熊本市社会福祉協議会
区役所（総務企画課、まちづくりセンター）	町内自治会
	校区防災連絡会
	自主防災クラブ
熊本市社会福祉協議会	民生委員・児童委員

	校区社会福祉協議会
消防局各消防署	消防分団
高齢福祉課	高齢者支援センターささえりあ
障がい福祉課	障がい者相談支援センター

(2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項及び第49条の15第3項に基づき、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報等を提供する。

名簿情報等の提供については、災害対策本部等において意思決定を行い、各局・区対策部等と連携し、避難支援等関係者その他の者に提供する。

なお、原則として、救出・救護を担う消防機関や警察等へ行うことを想定しており、町内自治会、民生委員・児童委員などの地域の関係者への提供は想定していない。

第2章 名簿情報等の適正管理

名簿情報は、秘匿性の高いものであることから、適正な管理に努めなければならない。

1 市の名簿情報等の保管

市は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え紙媒体でも名簿情報等を準備し、施錠可能なボックス等に施錠の上保管すること。

また、区役所総務企画課は、まちづくりセンターへ紙媒体での名簿情報等を配備する。

保管・管理	名簿情報等の形態	保管・管理	名簿情報等の形態
健康福祉政策課	電子・紙	総務企画課	電子※・紙
防災計画課	電子※・紙	まちづくりセンター	紙
消防局情報司令課	電子※・紙	高齢福祉課	電子※
消防局各消防署 (益城西原消防署を除く)	紙	障がい福祉課	電子※
		医療対策課	電子※

※は、健康福祉政策課より提供される電子媒体による保管。

2 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難支援等関係者に対する名簿情報等の提供に際し、市は、以下に掲げる措置を講ずる。

- (1) 名簿情報等の提供範囲は、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。
- (2) 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき、守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 提供を受けた名簿情報等については、施錠可能な場所へ保管するよう指導する。(例えば、自宅等の施錠可能な場所や、不特定多数の方が出入りする集会所等においては施錠可能な棚や金庫等で保管など。)
- (4) 名簿情報等の複製は町内自治会、自主防災クラブ、校区防災連絡会は各区総務企画課において、校区社会福祉協議会は市社会福祉協議会各区事務所において行うため、各自での複製は行わないよう指導する。名簿情報等の提供先が個人ではなく団体の場合、団体内部で名簿を取り扱う者を指定するよう指導する。

なお、市は、名簿情報等の提供に当たり、名簿情報等の提供を受ける避難支援等関係者へ、個人情報保護をはじめとする名簿情報等の取扱い等に関して十分に説明を行い、避難支援等関係者から「受領書兼誓約書」を徴取する。

3 利用及び提供の制限

名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外に、提供を受けた名簿情報等を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外の者に提供してはならない。

4 守秘義務

名簿情報等の内容は、他に漏らさないこと。これは、避難行動要支援者の避難支援対策に携わらなくなった後も同様とする。（災害対策基本法第49条の13及び第49条の17）

5 名簿情報等の返却

提供を受けた名簿情報等は、平常時の新しい名簿情報等の提供時及び災害時等の避難支援等が終了した場合に、必ず市に返却する。また、名簿を返却する者は返却届に署名する。（災害時等における不同意者を含む名簿情報等の返却のタイミングについては、災害対策本部等において判断する。）

6 研修

防災計画課及び健康福祉政策課は、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者が、適正に管理できるよう、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

第5編 避難支援体制

第1章 避難支援等の基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合には、行政のみによる避難支援等は困難となる。そのため、市は、共助の考え方を基本として、家族、近隣の者、地域組織、福祉サービス提供者等の職員など、避難行動要支援者の身近にいる人がまずは支援活動に当たるよう、地域の支援者に対して啓発を行い、地域による避難行動要支援者支援体制構築の取組を促す。

また、自助の考え方から、市は、避難行動要支援者本人が基本的な備えをするよう、周知啓発を行う。

第2章 支援体制の構築

1 市の支援体制の構築

市は、避難支援等に必要な名簿情報等を避難支援等関係者と共有することで、避難行動要支援者の早期避難につなげるとともに、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係部署や、庁外の福祉専門職、民生委員・町内自治会などの地域の関係者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉に関する関係団体など、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることが名簿の活用や個別避難計画の作成などの取組を円滑に進め、支援体制を構築するために重要であることから、庁内関係部署と連携しながら、制度の周知啓発・推進に努めることとする。また、市は、避難行動要支援者の避難支援等を迅速に実施するための計画等や連絡体制を整備する。

2 避難支援等関係者による支援体制の構築

避難支援等関係者は、支援活動及び名簿情報等の適正な管理について十分に理解した上で、名簿情報等の提供を受けるとともに、支援活動を行う。

また、町内自治会、民生委員・児童委員などの地域の関係者における支援活動については、それぞれの役割例として、以下のようなものを想定している。なお、以下は市が想定する役割例であり、以下の例をもとに、それぞれの地域の特性や実情に応じて必要な役割を整理・設定いただいて差し支えない。

(1) 民生委員・児童委員の役割例

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）による見守り ○ 地域の防災訓練への協力を通じて避難行動要支援者の状況を把握^{※1} ○ 本人等から依頼があった場合の個別避難計画の作成への協力^{※2} 	
災害時等	発災直後、発災のおそれがある場合	○ 自身や家族の安全を確保
	活動上の安全を確保できたとき	○ 避難行動要支援者名簿による見守り対象者の状況確認

※1 避難行動要支援者へ訓練の参加を求める など

※2 本人等から計画作成に関し相談があった場合などに市の窓口につなぐ、避難支援等実施者を福祉専門職や本人等が探したが、家族・親族・知人などで見つからない場合に地域の方を紹介する（避難支援等実施者の決定までは対応不要） など

(2) 自主防災クラブの役割例

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災訓練の実施を通じて避難行動要支援者の状況を把握^{※1} ○ 本人等から依頼があった場合の個別避難計画の作成への協力^{※2} 	
災害時等	発災直後、発災のおそれがある場合	○ 自身や家族の安全を確保
	活動上の安全を確保できたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援など ○ 実際に避難支援等をしていただく方（避難支援等実施者）との連携

※1 避難行動要支援者へ訓練の参加を求める など

※2 本人等から計画作成に関し相談があった場合などに防災の観点から助言する、市の窓口につなぐ など

(3) 町内自治会の役割例

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災訓練の実施を通じて避難行動要支援者の状況を把握^{※1} ○ 本人等から依頼があった場合の個別避難計画の作成への協力^{※2} ○ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）による見守り 	
災害時等	発災直後、発災のおそれがある場合	○ 自身や家族の安全を確保
	活動上の安全を確保できたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援など ○ 実際に避難支援等をしていただく方（避難支援等実施者）との連携

※1 避難行動要支援者へ訓練の参加を求める など

※2 本人等から計画作成に関し相談があった場合などに防災の観点から助言する、市の窓口につなぐ、避難支援等実施者を福祉専門職や本人等が探したが、家族・親族・知人などで見つからない場合に地域の方を紹介する（避難支援等実施者の決定までは対応不要） など

(4) 校区社会福祉協議会の役割例

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）による見守り ○ 地域の防災訓練への協力を通じて避難行動要支援者の状況を把握^{※1} ○ 本人等から依頼があった場合の個別避難計画の作成への協力^{※2} 	
災害時等	発災直後、発災のおそれがある場合	○ 自身や家族の安全を確保
	活動上の安全を確保できたとき	○ 避難行動要支援者名簿による見守り対象者の状況確認

※1 避難行動要支援者へ訓練の参加を求める など

※2 本人等から計画作成に関し相談があった場合などに市の窓口につなぐ、避難支援等実施者を福祉専門職や本人等が探したが、家族・親族・知人などで見つからない場合に地域の方を紹介する（避難支援等実施者の決定までは対応不要） など

(5) 校区防災連絡会の役割例

平常時	○ 地域の防災訓練の実施を通じて避難行動要支援者の状況を把握 ^{※1}	
災害時等	発災直後、発災のおそれがある場合	○ 自身や家族の安全を確保
	活動上の安全を確保できたとき	○ 避難所運営委員会を通じた避難所での避難行動要支援者の支援 ○ 避難所運営委員会を通じた避難所での避難行動要支援者の安否確認など

※1 避難行動要支援者へ訓練の参加を求める など

3 避難支援等関係者との連携

災害時等において、避難支援等関係者は、熊本市へ活動状況報告を行い、円滑な活動を実施する。

(1) 熊本市との情報共有

消防機関及び熊本県警察は、支援活動等に関わる情報を災害対策本部等へ共有する。

(2) 熊本市への状況報告

以下の避難支援等関係者は、各団体の支援活動等から得た情報を、以下の方法で市へ報告する。

町内自治会	支援活動等の状況報告を、区役所(区対策部等)へ行う
校区防災連絡会	
自主防災組織(自主防災クラブ)	
民生委員・児童委員	
校区社会福祉協議会	
熊本市社会福祉協議会	支援活動等の状況報告を、担当課(局対策部)経由で災害対策本部等へ行う
高齢者支援センターささえりあ	
障がい者相談支援センター	

4 避難支援等関係者等の安全確保

名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等関係者又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、可能な範囲で支援活動を実施する。

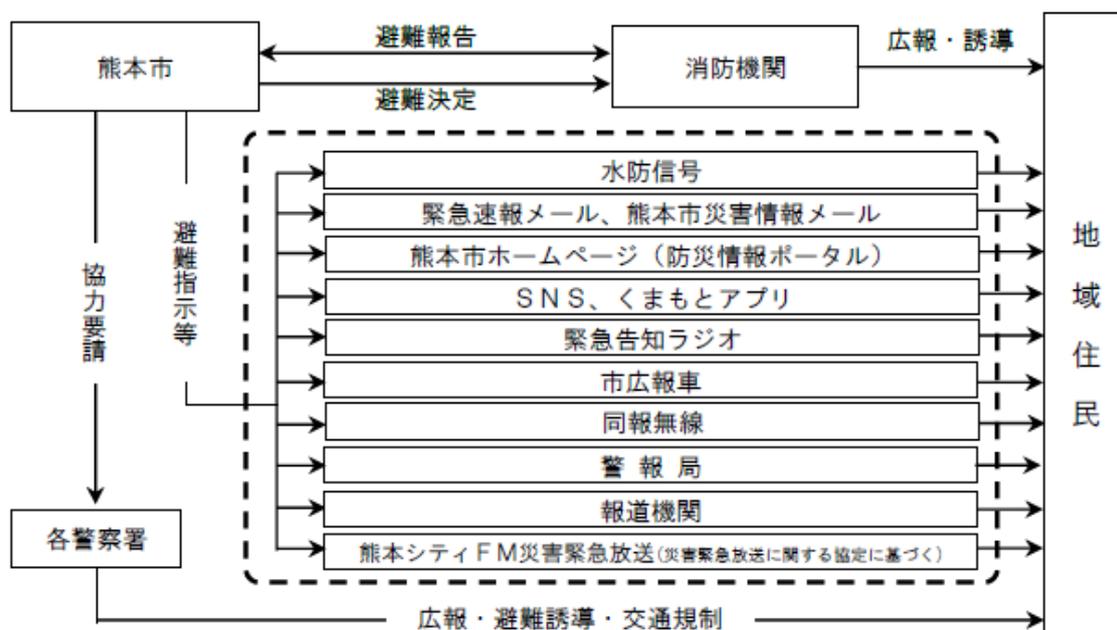
なお、災害時等における避難支援等については、地域活動として可能な範囲で行うもので、法的な責任や義務を負うものではない。

また、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、支援活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項及び第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。ただし、避難行動要支援者は、同様の状態となっても同法の損害補償の対象とはならない。

第6編 避難のための情報伝達

第1章 避難情報等の伝達方法

市は、災害時等において避難情報等の発令や災害関連情報について、次に示す有線、無線、広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で、地域住民に周知徹底を行うものとする。



また、上記の多様な手段に加え、本市では「情報伝達手段の多様化要領」に基づき、報道機関や交通事業者、商店街など民間事業者を通じた市民への情報伝達ができる多様な情報伝達体制を確保し、災害時等の市民等の迅速な避難行動等における安全の確保を図るものとする。

第2章 避難支援等関係者等への情報伝達

市は、避難支援等関係者等に対し、情報を伝達する体制を整備するとともに、避難支援等関係者等が速やかに避難支援体制を整えられるよう災害関連情報等を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

第3章 視覚障がい者、聴覚障がい者等への配慮

視覚障がい者や聴覚障がい者等への配慮として、音声案内や文字情報の提示、点字化、手話通訳によるテレビ放送等を検討する。また、必要に応じて各種関係団体との連携を図る。

○本市の避難情報等の伝達手段（一部）

【くまもとアプリ】

「くまもとアプリ」を事前にご登録いただくと、熊本市の指定避難場所への避難時において受付に並ぶことなく、避難所の入所受付が出来ます。また、避難情報の発令や避難所開設などの情報も、アプリの通知機能を使用して配信します。



①くまもとアプリを
ダウンロード・登録



②指定避難場所に掲示してある受
付用 QR コードを読み込み、簡単な
アンケートへ回答



③職員へ受付完了画
面を見せて、避難場
所に入所

<アプリのダウンロード>



App Store

(iPhone はこちらから)



Google Play

(アンドロイドはこちらから)

「くまもとアプリ 配信中！」(熊本市ホームページ)

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00354088/index.html>



【熊本市防災情報ポータル】

「熊本市防災情報ポータル」で緊急情報、避難情報、気象情報、避難所開設情報などを公開。

<https://city-kumamoto.my.salesforce-sites.com/>



【熊本市災害情報 LINE・メール】

熊本市公式 LINE 及びメールで熊本市災害情報を配信。

＜LINE での災害情報の登録方法はこちらから＞

「熊本市公式 LINE で「災害・消防情報」を配信開始」（熊本市ホームページ）

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00350407/index.html>



＜メールでの災害情報の登録方法はこちらから＞

「熊本市災害情報メール」（熊本市ホームページ）

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji003651/index.html>



第7編 防災訓練等の実施

第1章 防災訓練等の実施

避難行動要支援者の避難支援等を迅速かつ適切に行うためには、避難行動要支援者、避難支援等実施者（個別避難計画に基づき避難支援等を実際に行っていただく方）、避難支援等関係者との信頼関係が必要不可欠であることから、近隣同士の顔の見える関係づくりを行い、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、地域住民や避難行動要支援者の防災意識を高めていくとともに、地域の顔の見える関係づくりを行うため、市や地域等で実施する各種の防災訓練等において、避難行動要支援者の視点を入れた訓練等を実施するほか、避難行動要支援者、避難支援等実施者等が参加する訓練等を実施するなど、地域の支援体制の充実・強化に努めることとする。

【別紙】 1 熊本市個別避難計画（表面）

熊本市個別避難計画					
作成日 令和 年 月 日					
本人の情報	フリガナ		生年月日 大 昭 平 令 年 月 日 (歳)		
	氏名		性別 男 ・ 女 ・ その他		
	住所	熊本市 区			
	小学校区	校区	自治会 第 自治会		
	電話番号	だれの ()	FAX		
	メールアドレス				
	同居人数 (本人含む)	人	同居家族 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	緊急連絡先 (ご家族など)				
	①	フリガナ (続 柄)	住所	電話番号	
	②	フリガナ (続 柄)	住所	電話番号	
支援が必要な理由	介護認定	要介護 (<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5)			
	障がいの状況	<input type="checkbox"/> 専体 (<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級) <input type="checkbox"/> 知的 (<input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2) <input type="checkbox"/> 精神 (<input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級)			
	疾患	<input type="checkbox"/> 指定難病医療受給者 <input type="checkbox"/> 医療依存度が高い ()			
	その他	<input type="checkbox"/> 単身高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()			
災害時に受けたい支援	<input type="checkbox"/> 自力で避難できないため、避難支援をしてほしい。 <input type="checkbox"/> 自力で避難できるが、避難情報等の災害情報を伝えてほしい。 <input type="checkbox"/> その他 ()				
避難支援の留意点	<input type="checkbox"/> 歩行が困難 (車いす、杖) <input type="checkbox"/> 目が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 耳が聞こえない (聞こえにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)				
避難支援等実施者 (実際に避難支援していただく人)					
誰と	①	氏名	本人との関係	支援内容 <input type="checkbox"/> 災害情報を伝えてもらう <input type="checkbox"/> 声掛けしてもらう <input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く <input type="checkbox"/> その他の支援 ()	注意、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに <input type="checkbox"/> 同意します 確認日 (/)
	②	氏名	本人との関係	支援内容 <input type="checkbox"/> 災害情報を伝えてもらう <input type="checkbox"/> 声掛けしてもらう <input type="checkbox"/> 一緒に避難先に行く <input type="checkbox"/> その他の支援 ()	注意、避難支援等実施者情報を関係者に共有することに <input type="checkbox"/> 同意します 確認日 (/)
	※必ず、避難支援等実施者本人に了承を得たうえでご記載ください。				
	熊本市ハザードマップで住所地の地形的特性を確認してください				
リスク	<input type="checkbox"/> 洪水浸水想定区域 (浸水想定 m) <input type="checkbox"/> 高潮浸水想定区域 (浸水想定 m) <input type="checkbox"/> 津波浸水想定区域 (浸水想定 m) <input type="checkbox"/> 土砂災害 (特別) 警戒区域 (m)				
	<input type="checkbox"/> 在宅避難 ※自宅の災害リスクの確認や備蓄などを準備したうえで在宅避難してください				
	避難先	<input type="checkbox"/> 近隣の指定避難所 ① ② ※学校・公設公民館 など () () <input type="checkbox"/> 家族・知人宅 (誰のお宅ですか: 宅) <input type="checkbox"/> その他 ()			
	自由記述 例) 避難経路図、應所の見取り図、その他留意事項				
同意確認	【留意事項】 ・避難支援等実施者の方にお問い合わせするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲の支援です。決して避難支援等実施者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。 ・災害時には避難支援等実施者の不在や被災などにより避難支援が出来ない場合があります。				
	<input type="checkbox"/> 上記留意事項について承諾します。 <input type="checkbox"/> この個別避難計画に記載された情報を平常時から関係者間で共有することに同意します。				
	令和 年 月 日	本人自署 (白書又は代筆)		代筆者氏名 (白書)	(続柄)

熊本市個別避難計画（裏面）

この裏面は、「個別避難計画」作成の補助ツールとしてご利用ください。（記載必須ではありません）

【マイタイムライン】

平時の備え	<p>【防災情報収集ツール】</p> <p><input type="checkbox"/>熊本市防災情報ポータル <input type="checkbox"/>緊急速報メール（エリアメール） <input type="checkbox"/>災害情報メール</p> <p><input type="checkbox"/>テレビのデロップ <input type="checkbox"/>緊急告知ラジオ <input type="checkbox"/>熊本市公式LINE <input type="checkbox"/>熊本市公式X</p> <p><input type="checkbox"/>防災行政無線 <input type="checkbox"/>その他①() <input type="checkbox"/>その他②()</p> <p>【避難するときの持ち出し品】</p> <p>持ち出し品チェックリストを参考に準備</p> <p>【備蓄品】</p> <p>備蓄品チェックリストを参考に備蓄の準備</p> <p>【その他】 ※ご自身で必要な備えを書き出しておきましょう</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
警戒レベル 1	<p>（2～3日前） 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p>（例）<input type="checkbox"/>気象情報の確認 <input type="checkbox"/>風に飛ばされやすいものを片付ける（台風）</p> <p><input type="checkbox"/>備蓄品の確認と補充</p>
警戒レベル 2	<p>（気象情報が悪くなる） 大雨・洪水注意報／氾濫注意情報</p> <p>（例）<input type="checkbox"/>ハザードマップと避難経路の確認 <input type="checkbox"/>窓ガラスにガムテープを張る（台風）</p> <p><input type="checkbox"/>家族へ連絡</p>
警戒レベル 3	<p style="text-align: center;">大雨・洪水警報／氾濫警戒情報</p> <p>（災害のおそれあり） 高齢者等避難</p> <p>避難に時間がかかる高齢者や障害のある人、その支援をする人などは「警戒レベル3 高齢者等避難」で危険な場所から早めに避難を開始しましょう！</p> <p>（例）<input type="checkbox"/>避難する服装へ着替え <input type="checkbox"/>避難の開始 <input type="checkbox"/>家族・避難支援等実施者へ連絡</p>
警戒レベル 4	<p style="text-align: center;">大雨・洪水警報／氾濫警戒情報</p> <p>（災害のおそれ高い） 避難指示</p> <p>「警戒レベル4 避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう！</p> <p>【ポイント】 警戒レベル3の発表時間をメモし、夜間に警戒レベル4となる見込みの場合は、避難開始の時間を早める</p>
警戒レベル 5	<p style="text-align: center;">大雨特別警報、氾濫発生情報</p> <p>（災害発生又は切迫） 緊急安全確保</p> <p>★もし、避難できていない場合は、緊急的に安全を確保できる場所や建物の2階以上に移動</p>

【避難するときの持ち出し品】

現金	通帳・印鑑	マイナンバーカード	健康保険証
免許証	懐中電灯/ランタン	携帯電話（スマホ）	乾電池/バッテリー
携帯電話充電器	飲料水	食料（保存食など）	下着・衣類
靴	防寒着	毛布・寝袋	タオル
メガネ	お薬・お薬手帳	ハブラシ	生理用品
コンタクト（保存液）	消毒液	体温計	（ウエット）ティッシュ
マスク			

※基本的な品目をチェックし、各自で追加・削除してください。

【備蓄品リスト】

インスタント食品	飲料水	給水ポリタンク	紙皿・紙コップ
ラップ	割り箸	ビニール袋	（ウエット）ティッシュ
タオル	簡易トイレ		

※基本的な品目をチェックし、各自で追加・削除してください。

【避難先の検討（参考）】

フロー①

```

graph TD
    A[自宅の場所はハザードマップの危険区域内ではない] -- はい --> B[自宅の場所は他の災害のリスクもない]
    A -- いいえ --> C[自宅以外の安全な場所へ避難必要 フロー②へ]
    B -- はい --> D[自宅での安全確保]
    B -- いいえ --> C
    D --> E[自宅以外の安全な場所へ避難必要 フロー②へ]
    
```

自宅の場所はハザードマップの危険区域内ではない

自宅の場所は他の災害のリスクもない

自宅での安全確保

自宅以外の安全な場所へ避難必要（フロー②へ）

<その他の災害リスクの例>

- 台風が強風に耐えられるか心配
- 道路が不通になり孤立化が心配など

<自宅での安全を確保する場合の準備>

- 電気、ガス、水道などのライフラインの途絶に備え、必要なものを備蓄する
- 地震などの予測困難な災害に備え自宅以外の避難先も検討する

フロー②

```

graph TD
    F[親族・知人宅などが安全な場所にある 災害リスクがない] -- はい --> G[親族・知人等による避難の受け入れが可能 事前に相談]
    F -- いいえ --> H[市の指定避難所へ避難]
    G -- はい --> I[親族・知人宅へ避難]
    G -- いいえ --> H
    
```

親族・知人宅などが安全な場所にある（災害リスクがない）

親族・知人等による避難の受け入れが可能（事前に相談）

親族・知人宅へ避難

市の指定避難所へ避難

<親族・知人宅などの例>

- 子ども・兄弟姉妹のマンション
- 知人の住宅や事業所
- 会社の保養施設、ホテル・旅館

22